

松木晶裕局長	<p>定刻になりましたので、ただいまから第 158 回松山市農業委員会総会を開会いたします。皆様、御起立をお願いいたします。礼。御着席ください。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、戒能明久松山市農業委員会会長より御挨拶を申し上げます。</p>
戒能明久会長	<p>第 158 回松山市農業委員会総会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、中田農林水産担当部長、原市議会副議長におかれましては、公務御多忙にもかかわらず、御臨席を賜り、心よりお礼を申し上げます。</p> <p>さて、我が国の農業は、農業従事者の高齢化と担い手の減少、遊休農地の増大に加え、T P P や E P A を初めとする自由貿易の進展など、農業者の努力だけでは解決できない多くの構造的な課題を抱えています。</p> <p>こうした課題に対し、政府は昨年 11 月、「農林水産業・地域の活力創造本部」において、「農業競争力強化プログラム」を決定し、生産資材価格の引下げや、農産物の流通・加工構造の改革などを通して、農業の競争力強化を図ろうとしているところでございます。</p> <p>そのような中、松山市農業委員会においては、農業委員の任期満了に伴い、来る 7 月には、改正農業委員会法による新体制へと移行いたしますが、農業委員会組織には、担い手に対する農地の利用集積・集約化、新規参入など、「農地利用の最適化」に向けた活動をさらに強化し、これまで以上に成果を上げていくことが求められております。</p> <p>そこで、松山市農業委員会といたしましては、農業者の利益代表機関として、組織に向けられた期待に応え、地域の実情や特性に応じたさまざまな農業問題の解決に向け、力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、何とぞ、皆様方の御協力をお願いする次第でございます。</p> <p>終わりにりましたが、本日御参集の皆様の御健康と御多幸を御祈念申し上げます、御挨拶とさせていただきます。平成 29 年 5 月 24 日、松山市農業委員会会長、戒能明久。どうも、ありがとうございました。(拍手)</p>
松木晶裕局長	<p>続きまして、御来賓の方々より御祝辞をいただきたいと思います。</p> <p>初めに、松山市長、野志克仁様が、公務の都合により御欠席されておりますので、代理で松山市産業経済部農林水産担当部長、中田様からお</p>

願いをいたします。

中田忠徳部長

農林水産担当部長の中田でございます。市長が先ほど御紹介ありましたように公務のため出席できませんが、祝辞をお預かりしてきておりますので、代読させていただきます。

祝辞。第158回松山市農業委員会総会の開会に当たり、お祝いの言葉を申し上げます。

松山市農業委員の皆様には、日頃から松山市の農政を初め、市政全般にわたり特別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、本年4月には、改正農業委員会法に基づき、新たに農業委員の推薦を求めるとともに募集を行い、6月の市議会で同意を得て、委員を任命する予定となっております。

同じく、農業委員会でも、7月に農地利用最適化推進委員を委嘱すると伺っております。

皆様も御存知のとおり、近年の我が国の農業は、農業従事者の高齢化や相続未登記による所有者不明農地など、乗り越えなければならない課題が山積しており、農業生産の基盤で、かつ、地域の貴重な資源である農地を将来にわたって守り、生かしていくことが強く求められています。

このような中、本市では、認定農業者を初めとする担い手への農地の集積、認定農業者の育成と確保、経営所得安定対策、耕作放棄地の発生防止と解消、有害鳥獣対策など、さまざまな施策を進めているところで

これらの取り組みを進め、農地の効率的な利用を図るためには、農業委員と、新たに委嘱される最適化推進委員の皆様が連携して、今回の法改正で必須業務になった農地利用最適化を推進することが最も重要ですので、引き続き皆様の御協力をお願いいたします。

さらに、委員の皆様には、著しく変化する社会情勢の中、これからも農業及び農業者の代表として、さまざまな問題に積極的に取り組んでいただくことを御期待申し上げるとともに、地域農業の振興と地域活性化の推進組織である農業委員会が、農業者の声を受け止めて政策立案を行うなど、各種施策の推進にさらに御尽力いただきますようお願い申し上げます。

結びに、農業委員会の今後ますますの御発展と、委員の皆様のお健勝と御活躍を心からお祈り申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

<p>松木晶裕局長</p>	<p>す。平成 29 年 5 月 24 日、松山市長、野志克仁。代読でございます。本日はおめでとうございます。(拍手)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、松山市議会議長、雲峰広行様が公務の都合により御欠席されておりますので、代理で松山市議会副議長、原俊司様よりお願いいたします。</p>
<p>原俊司副議長</p>	<p>御案内をいただきました雲峰議長、先ほど御案内のありましたとおり、他の公務で出席がかないません。代理で大変失礼でございますけれども、副議長の原でございます。議長から祝辞を預かっておりますので、代読させていただきます。</p> <p>本日ここに、第 158 回松山市農業委員会総会が開催されるに当たり、市議会を代表いたしましてお喜び申し上げます。</p> <p>戒能会長を初め、農業委員の皆様におかれましては、常日頃から本市の農業振興、並びに市政の各分野にわたり、温かい御支援、御協力をいただいておりますことにお礼を申し上げます。</p> <p>さて、我が国の農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や担い手不足に伴い、荒廃農地が増加し、野生鳥獣による被害が拡大するなど、多くの課題が山積しています。</p> <p>さらには、農林水産業を担う方々の多くが懸念と不安を示されている T P P 協定についても、いまだ先が見えない状況が続いております。</p> <p>このような中、政府は、農業や農協改革などを推進し、農業に経営感覚を取り入れるなど、将来にわたり意欲や希望を持って多くの人が農業に取り組むことができるよう、成長・産業化させることを目指しています。</p> <p>市議会といたしましても、国の農業政策の動向を注視しながら、地域農業の保全・発展に向け、皆様とともに最大限努力してまいり所存でございます。</p> <p>どうか農業委員の皆様におかれましては、今後ともその豊富な知識や技術・経験を生かし、本市農業の発展に引き続き御尽力いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>結びに、本総会が大きな成果と実り多い場となりますよう念願するとともに、御参会の皆様のますますの御健勝・御活躍を祈念申し上げます。</p>

<p>松木晶裕局長</p>	<p>て、私の祝辞といたします。平成 29 年 5 月 24 日、松山市議会議長、雲峰広行。代読でございます。本日はおめでとうございます。(拍手)</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ここで御案内をいたします。御来賓の中田部長様、原副議長様におかれましては、その次の公務のため、御退席をされます。拍手でお送りください。(拍手)</p> <p>[来賓退席]</p>
<p>松木晶裕局長</p>	<p>それでは議案審議に入りたいと思いますが、議長席を準備いたしますので、しばらくお待ちください。</p> <p>[議長席をつくる]</p>
<p>松木晶裕局長</p>	<p>お待たせいたしました。</p> <p>本日の総会の出席者は、過半数の 24 名を超えていますので、会議は成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、ただいまから議案審議に入りますが、総会の議長は、総会会議規則第 5 条により会長が務めることになっておりますので、戒能明久会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>戒能明久会長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありましたとおり、規則によりまして、私が議長を務めさせていただきます。議事運営につきまして、御協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、議事録署名人でございますが、慣例によりまして、議長の方で指名をさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>

戒能明久会長	<p>それでは議事録署名人として、道後地区の山本委員、小野地区の永田委員のお二人を指名いたします。</p> <p>ただいまから議事に入ります。まず第1、「平成28年度事業報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
片山剛主査	<p>それでは、平成28年度事業報告について御説明いたします。</p> <p>後ろに事業報告資料として添付しております、「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」も参考にござんいただきながら、お聞きください。</p> <p>さて、農業・農村をめぐる状況は、T P P等国際的な貿易問題を初め、地球規模での食料・環境問題の発生など、グローバルな諸問題を抱えております。</p> <p>また、国内に目を転じると、担い手不足と高齢化、耕作放棄地の増加など構造的な問題に加え、食の安全・安心の確保、農畜産物価格の低迷と生産資材価格の高騰等の諸問題が引き続き内在しております。</p> <p>こうした情勢を踏まえ、松山市農業委員会では、農地制度の適正な執行、農地の有効利用、担い手の確保・育成、耕作放棄地の発生防止など、農業者の公的代表として、課題の解決に向けて全力で取り組みました。</p> <p>具体的な活動実績については、「農業委員会の適正な事務実施について」の通知に基づき、次のような点検・評価となっております。</p> <p>総会や部会等を適正に運用し、ホームページや農業委員会だよりに掲載するなど、情報提供を行いました。</p> <p>また、6月～9月に実施した農地利用状況調査により、遊休農地の確認を行い、各関係機関とも連携し、適正に指導を行った結果、遊休農地3.5ヘクタールの解消を図りました。</p> <p>認定農業者等担い手の育成・確保につきましては、平成27年度と比較して18経営体が増加しました。今後も引き続き根気強く啓発を進めてまいります。</p> <p>違反転用への対応については、関係機関、とりわけ都市計画担当部局と連携をとり、1.2ヘクタールについて違反を解消しました。</p> <p>また、後継者や女性が意欲的に農業に取り組むことができるよう、「家族経営協定」の推進を行うとともに、「まつやま農業者セミナー」を開催しました。</p> <p>このほか、農家の老後の生活を支える農業者年金加入の推進を図り、「まつやま農業委員会だより」の発行や「全国農業新聞」の普及の拡大</p>

<p>戒能明久会長</p>	<p>を通して、農家への情報提供や各種制度の啓発に努めるとともに、先進地視察研修等を通して、農業委員及び事務局職員の資質の向上を図りました。</p> <p>また、各農業委員の意見を集約した意見書を作成し、松山市に対し提出いたしました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>以上で説明が終わりました。本件に関する御意見等はございませんか。</p> <p>[意見等なし]</p>
<p>戒能明久会長</p>	<p>それでは、本件につきまして御承認いただけますでしょうか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
<p>戒能明久会長</p>	<p>御異議なしと認めます。よって本件は原案どおり承認されました。</p> <p>次に、第2、「平成29年度事業計画（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>片山剛主査</p>	<p>それでは、平成29年度事業計画案について御説明いたします。</p> <p>先ほどと同様に、1枚後ろに事業計画資料として添付しております「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」も参考にごらんいただきながら、お聞きください。</p> <p>昨年4月1日に施行された改正農業委員会法では、農業委員の選出方法を公選制から市長による任命制に改め、農業委員の過半数を原則として認定農業者とし、あわせて各地域で担い手への農地利用の集積・集約化や、耕作放棄地の発生防止・解消などに取り組む農地利用最適化推進委員を新設することが定められました。</p>

このような状況の中、松山市農業委員会においても、本年7月20日より、農業委員・農地利用最適化推進委員による新体制での活動の開始を控えております。

平成29年度活動計画案の策定につきましては、農地利用状況調査を継続して実施し、調査にあわせて耕作放棄地の発生防止や解消を促し、解消面積については、過去実績から4ヘクタールを目標値とします。

認定農業者等担い手の育成・確保や利用集積については、関係機関との連携や地域での説明会等を利用し、20経営体以上の増加を図るとともに、新たに10ヘクタールの農地を集積し、流動化を図ります。

今後も農業者の声を取りまとめて、積極的に市への意見や要望を行うとともに、農業者の老後の生活安定のために、農業者年金への加入推進や、家族間の話し合いにより経営環境の整備を図る家族経営協定の締結推進を継続して実施し、活動については、本市のホームページや農業委員会だより等を活用して市民への情報提供を行います。

次に、主要事業としまして、10項目を挙げております。

その内訳は、1、農地流動化関係事業、2、農地の利用状況調査、3、農業者年金業務受託事業、4、農政活動の推進、5、農地等利用最適化推進施策の改善意見の提出、6、納税猶予に係る相続税額の免除に対する適正な対応、7、農地台帳システムのデータ整備、8、農地法に基づく許可業務の厳正・適正な運用、9、広報活動の強化、10、研修活動の充実でございます。

その中で特に重要な4事業につきまして、概要を御説明いたします。

まず、1番目の農地流動化関係事業ですが、関係機関と連携し、認定農業者等の担い手への農地の利用集積の推進を図ります。

次に、2番目の農地の利用状況調査については、今年度も遊休農地や無断転用を把握し、解消に向けて適正な指導を行ってまいります。

なお、遊休農地については、農地の所有者への利用意向調査を実施し、農地を借りることを希望される方への利用調整を行います。

次に、5番目の農地等利用最適化推進施策の改善意見の提出ですが、これは、今年の農業委員会法の改正によって呼び方が建議から変わったものです。松山市長に対し、農業者の利益機関として改善意見の提出を実施します。

最後に、8番目の農地法に基づく許可業務の厳正・適正な運用ですが、許可業務の実施に当たっては、厳正かつ適正に運用するとともに、転用許可後の追跡調査や無断転用事案についても調査し、早期発見・指導を行います。

	<p>以上が主要事業についての御説明でございます。</p> <p>なお、「平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」、また、「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」につきましては、本日の総会で御承認いただいた後、市のホームページに掲載しまして、国へ報告を行う予定でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
戒能明久会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>以上で説明が終わりました。本件に関しまして御意見等はございませんか。</p>
白石研策委員	<p>はい、議長。</p>
戒能明久会長	<p>はい、白石委員。</p>
白石研策委員	<p>私が入院しておったために 1 月 31 日の総会は欠席で、質問状を出させていただきました。その関係で答弁をいただいております。そういう関係の答弁をいただきたいので、それで非常に重要なことだったので、この席でもいいのですが、そこらあたりのことを農地部会長あたりでもわかっておるかと思って、そのことを私したのは、平成 12、15、17、19 と松山市の発展に見合う適正な都市計画というようなことで、質問状を出しておりました。</p> <p>これはですね、どういうことかということは、同時合議・同時許可と、農地の転用と、それと都市計画の松山市の都市の発展とは、同時合議・同時許可になっておる、ということについての質問でありました。</p> <p>それがどうして今の松山市の行政の中で、それぞれ自分の部局さえよければいいというのが前に向いて進んで、あまりにもなっていない、ということについて、これをやっておる中で出てきたことでありまして、そのことについてお尋ねをしたわけでありまして、その答弁をしていただきたいと。(「それはその他でやってください」と呼ぶ者あり)</p> <p>その他のところにね、この、その他の意見書回答の中にはないものですか。(「今は 2 号議案をやってますから」と呼ぶ者あり) その他の時に</p>



したかったし。

それとね、28年度の決裁しましたがね、会長に聞いておきますが、28年度の決裁の中でもね、法治国家でありますから私ははっきり言っときますが、もう私も36年目、農業委員会に議会推薦で出ておりますが、法治国家でありますから間違いがあったら大変なんです。

はっきり言っておきますが、36年やっておりますし、18年も会長をしておりましたがね、間違いがあったら大変なので、やめます、はっきり言って。それで、局長あたりもこんな物を渡しております。神奈川あたりでね、畜舎まで農地扱いに、畜舎をですよ、全部農地扱いにその用地をしとるんですよ。それは平成11年から自治省がしております。そういう書類も全部私ありますよ。そういうことで、松山市でしてない場合がだいぶあるんですよ。そういうことを農地部会でも再々質問しております。

相続の時に農地と宅地とを分けてわざわざやっておると。税務署と、うちの資産税と、全部調べておるんです。謄本がついておるのにうちは農地扱いでない、そこの部分だけのけた、転用もかけていない、そういう場合がいくらかでも出ておる。これはどういうことかということで、28年度から税務署、上だけ。下は宅地扱いでやっとする。宅地に直してのけとると。うちのはのけとると。資産税はのけてないと。こういう所がたくさんある。これをどういうふうに扱ってるのか。そういう場合に、大きな負債が農業委員会として起きる。

ただいま農業委員会は、農家の代表機関としての機関です。ただこれは、始末をつけて、市長部局へ、行政機関へ渡す必要がある。こちらも行政機関です。7月19日までは行政機関です。

ですから、そっくりゼロにしといて渡すか、負債がこれだけありますと言って市長部局の行政機関に渡すか、そこをはっきりしといて渡さなかったら、ずるずるで渡すというわけにはいきません。そこのところをはっきりしてほしいと、これだけのことです。

以上です。

戒能明久会長

事務局の各部局との調整等できておるようでございますが、簡単に説明をしていただきたいと思います。

松木晶裕局長

はい、失礼します。

先ほどの白石委員の質問なんですけれども、まず同時合い議・同時許可というようなことで、他部局との調整につきましては、以前、白石委員がですね、本議会の方で質問された時に、答弁をしておりますけれども、農業委員会事務局では、必要に応じてですね、他部局と合い議もしておりますし、協議もしているというのが現状でございます。

それと、納税猶予の関係の農業用倉庫の取り扱いなんですけれども、これも以前からですね、農地部会等で白石委員から御質問等が出ている件なんですけれども、これも農地部会長の方で答弁をしておりますとおり、農業用倉庫につきましては、税務署の方の法律の方で対象外になっているというようなことで、農業委員会としてはですね、農家が使う農業用倉庫でございますので、本来なら納税猶予の対象にしてほしいというのが心情ではないかなと思うんですけれども、納税猶予の法律の方で、それは対象にならないということで除外をしているということでございまして、農業委員会で除外をしているというのではございません。

以上でございます。

戒能明久会長

ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

戒能明久会長

それでは本件について御意見なしと認め、原案どおり承認いたします。

つきましては、お手元の議案書、議題2の「平成29年度事業計画(案)」の「案」を消去していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは続きまして「その他」でございますが、事務局から何点か報告がございます。事務局からお願いします。

片山剛主査

失礼します。

1点目ですね、農地等利用最適化推進の改善意見についてでございます。

昨年10月21日に、松山市に対して意見書を提出いたしました。

今般、その意見書について、別紙資料のとおり、1、担い手の育成と

	<p>支援・就農対策について、2、有害鳥獣対策の強化について、3、耕作放棄地の発生防止と解消に向けた取り組みについて、4、農業所得の向上と安定について、以上4項目についての回答をいただきました。</p> <p>内容につきましては、時間の都合もございますので、資料を持ち帰っていただき、今年度の改善意見の参考にしていただけたらと思います。</p> <p>つきましては、お手元の「農地等利用最適化推進の改善意見について」の様式に御記載いただき、返信用封筒にて6月30日までに事務局まで御返送をお願いいたします。</p> <p>改善意見につきましては、改選後の農業委員会での御審議、御了承をいただき、改善意見の内容といたしたいと考えております。</p> <p>なお、参考までに、平成23年度以降の建議項目を資料として添付させていただきます。</p> <p>次に2点目なんですけれども、委員研修についてですが、例年秋頃に実施しておりますことから、本年は、7月の委員改選後にアンケートを実施したいと考えております。</p> <p>次に3点目の活動記録簿の回収についてですが、例年5月の総会にて提出をお願いしておりましたが、本年は7月19日の任期満了の時期に、事務局まで御提出くださいますようお願いいたします。</p> <p>4点目に農地パトロールの実施について、例年お願いをしている農地利用状況調査、農地パトロールを本年も実施いたします。</p> <p>実施時期は6月～8月頃、調査方法については例年と同様のやり方を予定しております。日程調整等その他については、事務局から改めて、個別に御連絡をさせていただきます。</p> <p>皆様には御多忙な時期、また夏場の暑い時期にお手数をおかけしますが、どうか御協力をお願いいたします。</p>
戒能明久会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>以上で……。</p>
渡部純三主幹	<p>すみません、続きが私の方からございます。</p>
戒能明久会長	<p>はい。</p>

渡部純三主幹	<p>それでは、別段面積につきまして、説明をさせていただきます。</p> <p>先月の農地部会で、今年度も下限面積を 30 アールということで決定いたしましたので、御報告させていただきます。</p> <p>この 3 月までに 3 年を経過したということでございまして、申請件数の増加に伴う農地の流動化、それと新規農業者の育成、農業者の負担軽減に一定の効果があったということで、引き続き 30 アールに決定をさせていただきます。</p> <p>なお、お手元の資料の中にですね、1 枚目なんですけれども、表 1 でございますが、こちらが以前の 50 アールでは許可にならなかった案件のものでございます。下限面積が 30 アールに下がったことにより、新たに許可となったものでございます。</p> <p>次に表 2 でございますが、こちらは過去 4 年分の 3 条許可の処理状況でございます。上が 28 年度、一番下が 25 年度ですね。</p> <p>そして続きまして表 3 なんですけど、こちらは経営面積別の世帯数の分布図でございます。農地法施行規則によりますと、定めようとする面積未満の農業者の数が、全体の 40% を下回らないように算定されるものであること、と定められております。</p> <p>基準上、下限面積を 20 アールまで下げることは可能なんですけれども、仮に 20 アールに変更した場合、20 アール未満のほとんどが、10 アール未満の農家世帯に該当することになってまいります。</p> <p>次に、2 枚目の県下の状況なんですけれども、こちらは昨年状況でございます。4 月の下旬にですね、近隣市町につきましては電話で確認を行いました。東温市、松前町、砥部町、伊予市につきましては、変更なく 50 アールでございます。今治市につきましては、30 アールということで、全て変更なしでございました。</p> <p>最後に 3 枚目でございますが、こちらは農地法施行規則の抜粋になります。下限面積の決め方についてはこういう基準になっていますよ、というのが記載されている部分となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
戒能明久会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>何点か事務局から説明がありましたが、御意見等ありませんか。</p>
白石研策委員	<p>はい。</p>

戒能明久会長

はい、白石委員。

白石研策委員

私が平成9年から議長になって、土地家屋調査士会の会長あたりを議長室に呼んでね、それから、市街化区域については、4・5条の届出については、届出制で添付書類が必要なくなったということだったものですから、そのことについてどういうことかということ、水利組合や改良区から、いろいろ混乱が起きると。あわせて、これは水利組合・改良区だけじゃなくて減反政策があったものですから、どこが合わせておるものやら宅地やら何やらわからなくなってしまおうと、いうことだったものだから、同じ添付書類をつけてくれと、いうことでお願いした。

だが今は、こちらから通知を出しよると。それでとりあえず、私も、一昨年から地元の相談を引き受けるようになりました。それで持ってきて、昨年、国土調査しました。

それでね、出てきますと、はっきり申し上げますと、旧松山市内くらい国土調査遅れておる所はございません。それで、旧北条市や旧中島町は、平成17年1月1日に合併した時に100%できておりました。

ところが一昨年の12月に、旧松山市が12%で愛媛県が80%、昨年やと14.02%で松山市が80%。こういう状態の中で、転用の時に市街化区域についてはこちらから、これが転用しましたよと、通知を出します。

さあそこです、混乱が起きるのは。一旦転用をした場合に、900平米出たり、800平米出たり、いろいろしよる。合わんのです。私も合わせてみました。そういう場合にどのように扱うのかと。宅地になっておるのは、何平米が宅地になっておるのかわからん。税金のかけようもないが、道路部分がどれかもわからん。こういう場合のことが起きると、地元の改良区・水利組合、境界査定もない。こういう場合がたくさん起きてくるということなんです、そこらあたりをついせんだって、土地家屋調査士会の会長には言っときました、そしたら、行政書士会の方には言いますということね、話しておりますが、農業委員会としてはどういうふうな今後、これは減反政策とあわせて、国の政策と平行して、膳本と合わないものがたくさんできる。それと現場と合わない。こういうものがたくさんできる。そういう扱いについてお尋ねしたい。

現実に会長のいらっしゃる石井地区にも、いつも私の所へ言ってくる、法務局の問題も後でお話ししたいと思っておりますが、今後どういうふうな、今のように通知を出して済みますのか。どうするのかお尋ねしておきます。

<p>松下長生委員</p>	<p>あの、私の所もちょうど国土調査が最終のところではあるんですが、農地につきましては、改廃等の問題につきましては、農業委員会と非常に連携がとれておりまして、それで、一番心配するのは水路の問題があって、田んぼから田んぼへ水を引く場合の水路、真ん中あたりの農地が改廃した時に困る時があったのですが、隣の所で改めて、もう何年も前ですがね、農業委員会の方へ伝えて、1週間以内、5日くらいで着いておると思うんですけど、改良区の方には通知が着いておりまして、その中で水利組合の方につきましては法人ではないので、水利組合と改良区とを一緒にしないでほしい。水利組合の団体は、国にはないんですよ、土地改良区しか。水利組合は任意団体ですので、そのことだけ御理解いただければまずお願いします。</p> <p>それで私たち改良区につきましては、100%、その分につきましては、農地面積は国土調査が入る前につきましては、農地は法務局の野取図で改廃手続きをやっておりまして、その後のもろもろの問題につきましても、何の問題もなくスムーズにっておりますので、御報告いたします。</p> <p>なお、1点だけ非常に問題がありましたのは、この前の農地部会でもお話ししたのですが、今の代からいくと、2代前、3代前、ひどいところは4代前のお名前が、農地の部分で、特に畑部分の所が多くてですね、その部分が非常に国土調査の時に困りました。それで、末端の方々にいけば50人とかいう形も出てきましたので、亡くなれば、相続するのに当たって10カ月以内に遺産分割協議書をつくって、それで法務局もしくは税務署に出さなければいけないという法律がありますので、その辺のところは守っていただきたいな、と。このように思っております。</p> <p>今の白石委員の質問については、私の方から説明をさせていただきました。何の問題もなく進んでおります。ただ、水利組合についてはわかりませんよ。改良区の方については全く何の問題もありません。よろしくお願いします。</p>
<p>戒能明久会長</p>	<p>はい、どうぞ白石委員。</p>
<p>白石研策委員</p>	<p>あの、私が大変困るといのはね、こちらから通知を出して、現実に石井地区13部落がやっと、一昨年ですか、平成26年に選挙が済んだ時に国土調査が終わりました。</p>

ところがですね、法務局の職員が非常に困ることは、これなんです。平成 17 年に国有地で財産であったものが、市町村の財産に、地方分権一括法でなりました。地方分権一括法でなったのはよかったんですが、これが例えば一間道であった場合に、はたの農地の方が中心後退で家を建てた場合に、一間道の場合はおおむね 90 センチメートルあります。引いた農地の方が広いんです。これいくらでも出てくるんです。90 センチメートルが松山市ので、あと 1 メートル 10 センチメートルは個人のです。

そしてそのはたに建てた方は、上浮穴郡久万高原町東明神に昭和 40 年に建てております。それで国土調査は平成 21 年にやっと農地から、国土調査の成果によりということで、地目は公衆用道路に変わっております。ただ、所有権はそのままです。全部そうです。その場合はどうなるかといいますと、全てその原因者負担ということで、裁判所へ行ってもらったらわかります。そのはたの個人の並びの方が皆さん、その前面の農地を持っておった方、今は公衆用道路になっても、その方の判をもらわなければなりません。その場合には、じいちゃん死んでおらんのよと、ということになりますと、税金は公衆用道路にはかからないが、大変なことになります。

そのことを考えて、松山市がただで舗装できるのか、いう問題を行政的には持っておりますが、ここらあたりを今後処理するのにどうしたらいいのか、ということを考えてほしいと思いますが、どうですか。

松下長生委員

私から説明します。

戒能明久会長

はい、松下委員。

松下長生委員

あの、改めて、これは壊れたテープレコーダーみたいなもので、何回同じ質問しよるかわからんですが、農地部会でも同じことを 1 年ぐらい言よると思うんですけどね。これは、法律をちゃんとといいますとですね、建築基準法第 42 条第 2 項、2 項道路なんですけれども、市街化区域に適用される生活道路の後退なんですよ。

それで松山市としてはですね、そこが農地であろうと、例えば後退したところは生活道路として 4 メートルに広げなきゃいかんですから、将

来的に。そこの所については速やかにですね、2メートル後退した所は松山市に寄附すると、こういう形のことで生活道路を拡張しようと、2項道路を広くしようと、4メートルにしようという形のことになっておりますし、そこの所の市街化区域の農地が、ここで道路管理課の問題ですしね、建築指導課ですから、農業委員会で話されるような問題ではないんですよ。

これは、建築指導課に行って聞いてもらおうし、その後、後退した所をどうするかっていうのは、道路管理課に行って聞いてもらったらいいいことなので、基本的な都市計画法に基づく建築基準法ですね、第42条第2項道路という形のことで、1メートル80センチメートル以上あれば、公の道路で使われておれば、公衆用道路として使われるという形のことがありますので、松山市の建築指導課がそのように扱っておりますので、これを農業委員会でなぜ出すのかと。

もっともっと我々にとったらですね、鳥獣害の問題もあろうし、地元に戻ったらいろんな問題があるんですよ。

例えば今、私たちも審議しながら、農家住宅、もしくは農業後継者の住宅等もですね、これオクケーにしていますけど、何年かうちにはですね、全く農家でないところで、農家住宅に住まわっていたりとか。私たちにも相談に来るんですが、非常に困っておるところがあります。

それと鳥獣害の問題も、この最近ほとんど食われてしまって、どうもこうもならんようになっております。

あの、壊れたテープレコーダーでいつもこのことを言よんですけど、農業委員会で、後退した所の農地を、質問せんといかん問題だと思いませんか、皆さん方。後退した所の農地がどうなっとるかという形のことを、これ都市計画法の道路の問題ですよ、道路で後退するんですよ、それで将来道路にするんですよ、その辺の農地の問題を、ここの農業委員会で質問するんですか、皆さんに聞いてください。いつもやりますんでね、これ。さっきの納税猶予の問題も同じで、1年、2年ついなこと言われるんですよ。

これしっかりと皆さんに賛否を問うてもろてもかまんし、農業委員会できちっと審議をすべき問題なのか、農業委員会で審議すべき問題ではないのかということ、賛否を問うてください。お願いします。

窪田昌訓委員

はい。



戒能明久会長	はい、窪田委員。
窪田昌訓委員	私、この会に何回か出席しておりますけど、いつの会も、この二人のやりとりばかりです。これはもう議長職権でですね、議長預かりでまとめてください、と私は思います。
戒能明久会長	<p>今、窪田委員の方から意見がございましたが、ここで、白石委員からの御意見等につきましても、農業委員会が解決せいかん問題か、それとも、都市計画法、また、別の所が解決するものか、農業委員会として取り上げないといけないものか、賛否を問いたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>事務局、何かございませんか。</p>
藤久壽基次長	<p>今、松下委員が言われたことで、事務局としても、さらに申し上げることはないんですが、市街化の届出の制度についてだけちょっと、申し上げたいと思います。</p> <p>農業委員会ですから、農地法で定められた手続き、こういう手続きはこうしなければならない、という手続きに従って事務処理をしなければならない。これは議論するまでもなく当たり前のことなんです。</p> <p>その中で、市街化の届出については書類審査ですよ。実質審査なんかしたらいかんのですよ。様式を整えて届出をして、登記簿謄本と、位置図と、小作がついとったらその解約を証する書面、これをつけなさいよ。後は一切要りませんよとなっております。</p> <p>ですから、要らん物を持ってこいとは言えないんです。農業委員会がやるべき仕事なんですけど、委員の専決処理規定をいただいて、今、事務局で処理してます。結果については部会で報告してますけども。</p> <p>そういう中で、法務局で発行している全部事項証明書、いわゆる登記簿謄本で当然、地目やら面積やら、所有者の住所・氏名が書かれています。その書類で受けます。その書類で事務局が処理します。当然にします。しなければ法律違反になるわけですから。</p> <p>ただ、平成10年と私記憶してますが、法改正で、それまで添付書類となっていた改良区の意見書は、もうつけたらいけませんよ。求めんのですよというふうに法律が変わりました。ですから、当然に求めてお</p>

	<p>りません。</p> <p>ただし、それでは地元の改良区がちょっと困ったこともあるんじゃないだろうかということで、国の定めた事務処理要領で、農業委員会が市街化の届出を受理したときは、地元の改良区に報告をせいよというふうに定められております。ですから報告をしております。</p> <p>ですから、その事務処理が今後変わることもありませんし、あつてはならないことだというふうに思います。</p> <p>以上でございます。</p>
戒能明久会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>事務局の方から意見がございましたが、ほかにございませんか。</p>
松下長生委員	<p>戒能会長、それで僕が言ったように、白石委員の質問をね、要するに質問すべきでない問題だというようなことで僕が投げかけしたんで、それを皆さんに聞いてくださいや。</p>
戒能明久会長	<p>今、松下委員からの御意見がございましたように、白石委員が提出した議案について、農業委員会で解決せないかん問題かどんなか、そこらあたりの賛否を聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
戒能明久会長	<p>農業委員会でこれを議題として取り扱わない方がいいという方、挙手をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>〔挙手多数〕</p>
戒能明久会長	<p>挙手多数と認めます。今後、このような問題については農業委員会で扱わないということでお願いいたします。</p>

	<p>事務局からの御報告は以上で終わります。</p> <p>委員の皆様のお質問も出尽くしたと思いますが、以上で議題は終了いたしますが、農業委員互助会の総会に入りたいと思います。</p> <p>では、「平成 28 年度農業委員互助会の会計報告について」、を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、平成 28 年度農業委員互助会会計を報告します。</p> <p>まず、収入の部につきまして、会費が毎月、委員報酬から一人 2,000 円徴収させていただいており、金額については 112 万 4,000 円となっております。</p> <p>雑入につきましては 14 円で、平成 27 年度からの繰越金が 133 万 7,969 円、合計 246 万 1,983 円となっております。</p> <p>続きまして支出の部につきまして、委員視察研修に 21 名参加しまして、72 万 7,430 円かかった費用のうち、互助会からは研修費として、19 万 8,720 円支払っております。</p> <p>交際費が 10 万 9,008 円で、食料費、1 月総会後の意見交換会費が 8 万 5,000 円で、雑費が熊本地震義援金等で 5 万 672 円、合計 44 万 3,400 円となっております。</p> <p>以上、平成 28 年度収入額は、246 万 1,983 円、平成 28 年度支出額は、44 万 3,400 円。よって平成 29 年度への繰越額は、201 万 8,583 円となります。</p> <p>以上でございます。</p>
加藤喜三主任	
戒能明久会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは幹事からの会計監査の結果報告をお願いします。光田委員、よろしく願いいたします。</p>
光田勇委員	<p>それでは監査報告をさせていただきます。</p> <p>去る 5 月 10 日、平成 28 年度農業委員互助会の決算の監査を行いました結果、その用途及び帳簿、並びに証拠書類の全てが適切に処理されておりましたことを確認いたしましたので、報告いたします。</p> <p>以上です。</p>

戒能明久会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で会計報告、及び監事からの監査報告が終わりました。本件につきまして、御意見等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
戒能明久会長	<p>それでは御異議なしと認め、本件は原案どおり承認といたします。</p> <p>以上で議案書記載の議案についての審議は全て終了しましたが、委員の方からほかに何か御意見等ございませんか。</p> <p>〔意見等なし〕</p>
戒能明久会長	<p>御意見もないようですので、以上をもちまして、本日の審議は全て終了いたしました。長時間にわたり御審議をいただき、また、速やかな議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。</p> <p>これにて、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
松木晶裕局長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>閉会の前に私の方から、先般公募をしておりました、農業委員、そして農地利用最適化推進委員の現状につきまして、御報告させていただきます。</p> <p>ホームページ等で既にごらんになった委員もいらっしゃるかもしれませんが、農業委員、最終的に24名の定員に対して34名の募集がございました。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員につきましては、定数24名のところ30名の推薦・応募がございました。こちらの評価委員会ですが、今週の金曜日、26日に評価委員会を開く予定としております。</p> <p>その結果を速やかに市長に上げまして、市長がその結果を尊重して、6月の議会の方に人事案件を提案するという形になります。</p> <p>今の予定では、7月5日が閉会日になるんですけども、通常ですと、</p>

	<p>閉会日に人事案件を出しておりますので、この日に農業委員の選任についての人事案件を出して、そこで議会の承認を得て決定という形が今後の流れでございます。</p> <p>それで、農地利用最適化推進委員なんですけれども、こちらの方につきましても、評価を、同じく 26 日の評価委員会の方でもらう予定としております。</p> <p>最適化推進委員につきましては、農業委員会で委嘱する、決定するという事になっておりますので、新しい体制の農業委員の初めての総会を 7 月 20 日に予定しておりますが、この総会の時に、最適化推進委員の委嘱についての議題を上げる予定としておりますので、その場で協議、審議をしていただいて、最適化推進委員を決定する、というこのようなスケジュールとなります。</p> <p>以上です。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは閉会に当たりまして、戒能謙介会長代理が御挨拶を申し上げます。</p>
戒能謙介会長代理	<p>これもちまして、第 158 回松山市農業委員会総会、並びに松山市農業委員互助会総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。</p>
松木晶裕局長	<p>それでは皆様、御起立をお願いいたします。礼。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午後 3 時 37 分閉会</p>